
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 29 年 1 月 23 日
-No.178- 事務局：山口県消費生活センター

■歩行型除雪機を使用中の事故に注意！■■■■■■■■■

歩行型除雪機については、使用中の事故が毎年発生しています。昨年度の冬も、平成 27 年 12 月から平成 28 年 2 月の間に 7 件の事故情報(うち 4 件は死亡事故)が寄せられており、消費者庁では、注意喚起を行っています。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 注意喚起情報

<http://www.caa.go.jp/action/archive/2016/#M01>

一般社団法人日本農業機械工業会では、歩行型除雪機等の重大事故が発生していることを鑑み、事故の未然防止を図る上で、除雪機を使用される方に最低限守っていただきたい重点事項をまとめた、安全啓発チラシを作成しています。こちらも参考にしてください。

○除雪機安全協議会 注意喚起チラシ

<http://www.jfmma.or.jp/2015keihatsu2.pdf>

■消費生活用製品の重大製品事故について■■■■■■■■■

リコール対象製品〈石油ふろがま、温水洗浄便座〉で火災等の事故が発生しています！

リコール対象製品を使い続けると、事故を引き起こすおそれがあり、大変危険です。対象製品をお持ちでないか確認し、お持ちの方は、直ちに使用を中止し、事業者に連絡しましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/new_2017.html

★高齢者の方の中には、安全な使用のための情報に気付きにくい場合や、ご自身での対処が難しい場合もありますので、周囲の方が気を配っていただくようお願いいたします。

★リコール対象製品は、
消費者庁「リコール情報サイト」<http://www.recall.go.jp/>で確認できます★

■山口県消費生活センターからのお知らせ■■■■■■■■■

❀「消費者啓発の標語」を募集しています❀

県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、消費者啓発の標語を募集しています。

詳しい応募方法等は、県消費生活センターホームページでご確認ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syouhi/h29hyougo.html>

皆様の御応募をお待ちしております！

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

最優秀賞

「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ〇=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

H P： <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>